

## 西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 様々な事情により、健全な修学育成環境を維持することが困難な生活困窮世帯等について、当該世帯の子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、社会的に自立した生活を営むことができるよう支援することを目的に、学習習慣を身に着け、学習に対する意欲を向上させ、高等学校等への進学を後押しし、子供にとって、進学や就職のモデルとなるような大学生、社会人との交流の場として目指す将来像を描くきっかけとなること、また、生活困窮世帯の養育や生活に対する支援として実施する西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業（以下、「事業」という。）について定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮世帯等 生活保護受給世帯やひとり親家庭等の生活困窮世帯
- (2) 対象者 西宮市生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業を申し込みできる者
- (3) 利用者 対象者のうち事業の利用申込を行い利用が決定した者
- (4) 卒業生 利用者のうち中学校及び義務教育学校を卒業した者

### (実施主体及び役割分担)

第3条 実施主体は、西宮市とする。ただし、第1条に規定する目的遂行のため、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる事業所等に委託の上、実施する。

### (対象者)

第4条 事業の対象者は、西宮市に居住する者又は西宮市の公立学校に在籍する者で、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護受給世帯の中学校1～3年生及び義務教育学校7～9年生（以下「中学生等」という。）とその保護者
- (2) 児童扶養手当の全部支給世帯の中学生等とその保護者。ただし、児童扶養手当現況届未提出世帯を除く
- (3) 児童養護施設に入所中の中学生等
- (4) その他、西宮市長が事業への参加が必要と認めた生活困窮世帯の中学生等とその保護者

### (事業内容)

第5条 事業内容は、以下のとおりとする。

- (1) 高校等への進学を目的とした学習支援に関すること
- (2) 利用者に対する相談、カウンセリング
- (3) 卒業生の将来の社会的自立に資する支援（以下、「卒業生支援」という。）に関すること

(費用)

第6条 事業の利用にかかる費用は、無料とする。ただし、利用者が用意する教材費や実施場所までの交通費は利用者の負担とする。

(利用申込)

第7条 事業を利用しようとする子供の保護者等は、西宮市長に利用の申込をしなければならない。

(利用決定及び申込者への通知)

第8条 保護者等より利用の申込がなされた場合、申込者が第4条の規定に該当するかを審査する。

- 2 申込を行った対象者数が受入可能人数を超過した場合、抽選により利用の可否及び利用できない者の待機順を決定する。
- 3 利用者に対して、「利用承認通知書」(様式第2号)を送付する。また、事業を利用できないことが決定した申込者に対して、利用できないことの理由を記載した「利用不承認通知書」(様式第3号)を送付する。

(辞退)

第9条 転居、転校その他やむを得ない理由で事業を利用できなくなった、又は第4条に規定する対象者ではなくなった利用者は、当該内容を西宮市長に申し出なければならない。

- 2 申し出を行った利用者に対して、「辞退承認通知書」(様式第5号)を送付する。
- 3 待機者がいる状況で利用辞退者が出た場合、第8条第2項で決定した待機順に、利用の案内を行う。

(利用中止)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止することができる。

- (1) 第4条に規定する対象者の要件を喪失した場合。ただし、西宮市長は、出席状況、学習状況、利用者の継続利用の意思等個別の状況により、利用継続を認めることができる。
- (2) 他の利用者が事業を利用するにあたり支障をきたすおそれがあり、西宮市の指導に従わない場合
- (3) その他市長が事業の利用継続が困難と判断した場合

- 2 前項に基づき利用を中止した利用者に対し、「利用中止通知書」(様式第6号)を送付する。

(期間)

第11条 第5条第1項第1号及び第2号に規定する支援については、「利用承認通知書」(様式第2号)にて通知した利用開始日を含む年度の年度末までの間とする。

- 2 卒業生支援の支援期間は、中学校及び義務教育学校を卒業した翌年度の1年間とする。ただし、その1年間を利用した者のうち、高校卒業まで継続利用することを希望する者は、1年単位で支援期間を延長することができる。

(実施状況の報告)

第12条 事業を受託した事業者等は、西宮市の定める期日までに事業の実施状況を、書面により報告しなければならない。

(卒業生支援)

第13条 卒業生支援は、卒業生のうち当該支援を希望する者に対して実施する。

2 卒業生支援の申込、決定、辞退については、支援内容に応じて個別に定めるものとする。

3 第10条(第1項第1号及び第2項を除く。)の規定は、卒業生支援の利用中止について準用する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、西宮市が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日より施行する。

この要綱は、令和3年6月25日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。